御意見の要旨と本市の考え方

1 総括的意見(18件)

主な御意見	本市の考え方
・個人情報の保護をより厳しく徹	
底する内容になっており, 見直しに	
より良い条例になることを期待し	
ている。	
・個人情報の取扱いに関しては、引	・条例では,個人情報の収集の制限,利用,
き続き慎重にしてほしい。	提供の制限,電子計算機処理の制限など個人
・個人情報の漏えい対策を十分に行	情報を厳格に取り扱い,保護する規定を既に
ってほしい。	設けております。今回の改正は,特定個人情
	報の保護を万全にしようとするものであり,
	今後も更なる,個人情報保護の徹底を図って
	まいります。
・他都市の事例なども参考にして慎	・他都市の事例も参考にし,特定個人情報の
重に進めてほしい。	適正な利用と保護に努めてまいります。
•条例の見直しを行わなければ個人	・条例では,個人情報を厳格に取扱い,保護
情報保護の整合性が取れないとい	する規定を既に設けておりますが、番号法の
う時点で、今までの条例は何だった	制定により、特定個人情報に関する規定が新
のかという疑問を感じる。	たに設けられたため,条例に特定個人情報に
	関する規定を加えようとするものです。

2 「特定個人情報の収集の目的を超えて利用できる理由を、厳しく制限します」に対する御意見(11件)

主な御意見	本市の考え方
・特定個人情報の収集の目的を超え	
て利用できる理由を厳しく制限す	
ることは、安心につながる。	
•特定個人情報が提供先で目的外利	・特定個人情報の提供先は行政機関等に限ら
用がされない保証はあるのか。	れており、提供された機関においても、番号
	法により目的外利用が厳しく制限されます。
・「本人の同意を得ることが困難で	•「本人の同意を得ることが困難であるとき」
あるとき」とは何か、具体例を示	とは、「認知症で意思が確認できない場合や事
してほしい。	故で意識不明の場合で、本人の同意を得るこ
	とが困難であるとき」などを考えております。
・所得制限がある福祉施策等で、配	・番号法第9条第1項又は第2項に規定する
偶者や扶養義務者の所得を調査す	マイナンバーを利用できる事務であれば、番
る必要がある場合であっても、同	号法に定める情報の範囲内で調査することが
意がなければ,職権では調査しな	できます。

いということか。	
・特定個人情報の利用,提供の制限	・特定個人情報の利用については、条例に目
について、どのようなことに注意	的外利用できる理由を厳しく制限する規定を
し見直しをするのか。	定めたいと考えています。特定個人情報につ
	いては番号法第19条において提供できる情
	報が限定列挙されており、その規定は直接自
	治体にも適用されます。
・激甚災害時等の速やかな対応のた	・番号法第9条第4項は、災害時に預貯金を
め,番号法第9条第4項に基づく目	払い出す場合などで、マイナンバーで検索で
的外利用を追加すべきではないか。	きるようにするための規定ですが、本市にお
	いては、金融機関を保有していないため、同
	規定に基づく目的外利用を追加する必要はあ
	りません。
・条例第8条を見直し、特定個人情	・番号法に定めのある特定個人情報の収集に
報の目的外利用を制限するならば,	ついては,第6条第2項第1号「法令に定め
条例第6条第2項の「本人から収集	があるとき」が該当するため,条例第6条に
しなければならない」に関連する部	ついて改正は必要ありません。
分も適正に改正すべきではないの	
か。	
・利用の制限については、現行の規	・特定個人情報の収集の目的を超えて利用で
定のままでも運用は可能ではない	きる理由は、「人の生命、身体又は財産の安全
か。	を守るため、緊急かつやむを得ないと認めら
	れる」場合であって、なおかつ「本人の同意
	があり、又は本人の同意を得ることが困難で
	あるとき」のみに限定するものであるため,
	改正する必要があります。
・緊急時個人情報が必要な場合に	•緊急時に迅速に対応するための規定であり,
も,手続に時間が掛かるため,現	ご心配いただいているような事態はないもの
状のままで良い。	と考えます。

3 「情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供を義務付けられたこと に伴う規定整備を行います」に対する御意見(17件)

主な御意見	本市の考え方
・番号法に対応するために,障害情	
報などのセンシティブ情報をオン	
ラインで結ぶことに対して, 見直す	
のは良いことだと思う。	

- ・オンライン処理について.不正や 犯罪に利用されない仕組みや法的 整備をしてほしい。
- ・オンライン回線を専用線にする, 信号を暗号化するだけでは,十分な 安全措置とは言えないのではない か。
- ・情報提供ネットワークシステムは総務省が 管理するものであり、総務省において「情報 提供ネットワークシステムにおいてマイナン バーは一切用いず、マイナンバーに代えて符 号を用いる」「データはセキュリティゲートに て入退室管理を行っている建物、部屋に設置 したサーバー内に保管し、サーバーを設置し た部屋には、監視カメラを設置する」などと いったセキュリティ対策が取られ、適正に管 理されるものと考えておりますが、本市にお いても、セキュリティ対策の強化を図ってま いります。
- ・アクセス記録を確認できるような 仕組みが必要ではないか。
- ・特定個人情報が提供された場合, 希望者にメールで連絡できないか。
- ・自分にはわからないところで、 特定個人情報がどのように取り扱 われるか不安がある。
- ・国により、御自分の特定個人情報の提供先等を個人のパソコン等から確認できる「マイ・ポータル」が構築される予定です。
- ・オンライン処理については、定期 的に適切な運用がされていること を、何等かの形で明記すべきではな いか。
- ・番号法により、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシーの保護に対して、適切な措置を講じることを「特定個人情報保護評価書」により公表するよう定められており、この評価書は定期的に見直すものとされています。
- ・特定個人情報の提供の際,法令に 定めがあれば,本人が同意しない場 合でも,全ての項目の個人情報を提 供するのか。
- ・番号法で提供が求められる情報は法令で限 定列挙されており、この規定以外の情報が提 供されるものではありません。
- ・特定個人情報については、審議会 の意見聴取の規定はないのか。
- ・業務に必要な範囲を超えて、特定個人情報 の電子計算機処理が行われないようにすると ともに、その漏えいを未然に防ぐ必要がある ため、電子計算機処理をするに当たって、審 議会の意見聴取を必要とする現行の仕組みを 維持します。

・障害者手帳に関する情報は、紙ではなくシステムで管理しているように思うが、原則禁止のはずが本末転倒ではないのか。

・障害者手帳に関する情報などセンシティブ な情報の電子計算機処理については、原則禁 止としており、情報公開・個人情報保護審議 会に意見を聴いたうえで、公益上特に必要が あると認めるときはその限りではないと規定 しております。障害者手帳に関する情報につ いて電子計算機処理をしているものもありま すが、審議会の意見を聴いて公益上特に必要 があると判断したものです。

4 「特定個人情報については利用停止請求できる事項を追加します」に対する御意見(6 件)

主な御意見	本市の考え方
・特定個人情報について、利用停止	
請求ができる事項が追加され、安心	
につながった。	
・利用停止請求ができる場合は、ど	マイナンバーを利用することができない事
のような場合か例示をしてほしい。	務において、マイナンバーを利用した場合は、
	利用停止請求をすることができます。
・特定個人情報の照会があったこと	・国により、御自分の特定個人情報の提供先
が分からなければ利用停止請求が	等を個人のパソコン等から確認できる「マ
できないと思うが、照会があった旨	イ・ポータル」が構築される予定です。
の通知や履歴の閲覧の制度はある	
のか。	
・利用停止請求ができる事項を,更	・ 今回の条例改正において、法令に違反する
に増やすべきではないか。	取扱いは全て利用停止請求ができることとな
	りますが,法令の規定違反以外にも,利用停
	止請求をできるようにすることはできませ
	ん。

5 「特定個人情報について任意の代理人を頼んで情報の開示等を求めることができるようにします」に対する御意見(30件)

主な御意見	本市の考え方
•任意代理人による請求ができるの	
は便利でありがたい。	
・特定個人情報についても, 現行ど	・マイナンバーが利用される社会保障・税の
おり任意代理人による請求は認め	分野の手続は,専門家である税理士や社会保
るべきではない。	険労務士などに手続を委任することが多いこ
	となどから,国と同様に,これらの分野に限

	,
	り,任意代理人による請求を認めるものです。
•なりすましなどによる個人情報の	・具体的な確認方法は検討中ですが、請求の
漏えいがないよう、きちんと対策を	際に委任者の本人確認書類(運転免許証など)
取ってほしい。	の写しを提示していただくことや,委任者に
・任意代理人による請求があった場	直接確認又は通知を行うことにより、委任の
合に、それを本人に通知する仕組み	意思を確認するような方法を考えておりま
等の対策を講じてほしい。	す。
・行政書士や司法書士などによる、	
不正請求や詐欺事件が懸念される	
ため、厳格な手続を望む。	
・任意代理人による請求を,個人情	・特定個人情報以外の個人情報については,
報の開示請求にまで拡大すること	これまでどおり,任意代理人による開示請求
がないようにしてほしい。	を認めないこととします。
・任意代理人について、成年後見人	・成年後見人は,従来から成年被後見人に代
が情報開示を求めることはできる	わって個人情報開示請求ができることとなっ
のか。	ております。
・訂正請求等にも任意代理人を認め	・ 開示請求で得た特定個人情報に誤りがある
る必要性が分からない。	として訂正請求をされることも考えられるた
	め、訂正請求等においても、任意代理人によ
	る請求を認める必要があります。

6 「開示手数料はこれまでどおりいただきません」に対する御意見(5件)

主な御意見	本市の考え方
• 開示手数料をこれまでどおり徴収	
しないのはありがたい。	
• 開示手数料は徴収してもよいので	• 自己の情報を確認するための制度であるた
はないか。	め,開示手数料の徴収はふさわしくないもの
	と考えます。

7 その他(マイナンバー制度に対する御意見・御質問など)(46件)

主な御意見	本市の考え方
•区役所に提出する証明書などが省	
略できることになれば、大変便利	
だ。	
マイナンバー制度により便利にな	・マイナンバー制度の導入により、公平・公
るかもしれないが, 番号が流出した	正な社会の実現や利便性の向上が期待されて
際の対応や、影響についてどのよう	おり,実現に向けてしっかりと取り組むとと
に考えるのか。	もに,情報の管理は,極めて重要であり,制
・特定個人情報の保護が厳しくなる	度面,システム面の両面から個人情報の保護

ことで, 必要な情報共有や手続等に を徹底してまいります。 支障が出ないようにしてほしい。 ・外部からの攻撃や、コンピューターウイル マイナンバー制度が導入された後 のセキュリティがどのように保護 ス感染による情報漏えいを防ぐため不正接続 されるかが知りたい。 防止システム・侵入検知システム・ウイルス 対策ソフト等を導入するとともに、不正な操 作を防ぐため、操作履歴を記録する等のセキ ュリティ対策を講じています。 •マイナンバー制度の導入で行政の ・ 本制度の効果として、行政運営の効率化が 効率化が進めば、人員削減を行って 期待されているところであり、市民サービス ほしい。 の向上と併せ、総合的に検討する必要があり ます。 •個人情報を一元化する国民総背番 ・マイナンバー制度の導入により、行政機関 号制で,国家による国民情報の統制 等が保有している個人情報を特定の機関に集 につながる管理の強化だ。 約することはなく、個人情報は、従来どおり 各機関で分散管理を行います。 •個人番号カードに貯金や資産情報 ・個人番号カードには、プライバシー性の高 などが組み込まれプライバシーの い情報は搭載されません。 侵害だ。 現在の法令では, 預貯金や資産情報が個人 番号カードに組み込まれることはありませ h_{\circ} ・マイナンバー制度には反対であ ・ 住基カードは、公的な身分証明書として使 用できるほか、税申告などの行政手続がイン る。便利になると言われるが、住基 カードの時も, どれだけ効果があっ ターネット上で行うことができるなどの利点 たのか。 があります。 今後、住基カードに代わるマイナンバー制 度の導入により、行政の窓口手続の際の添付 書類の削減など、ますますの利便性の向上が 期待されますが、具体的な利活用につきまし ては、現在、国において検討されているとこ ろです。 一人一人の実在を確認し、戸籍が マイナンバーについては、住民票のある方 に対して, 住民票に記載された住民票コード 有効なものかを確認してから,マイ ナンバーの番号を通知するべきで を変換して生成し、指定するとともに、通知 カードにより通知することとされています。 ある。 住民票があるにもかかわらず、居住されて

	いないなどの理由でマイナンバーを通知でき
	ない方がおられた場合の取扱いについては,
	現在,国において検討されているところです。
・個人情報を取り扱うリスクを考	・情報の管理は、極めて重要であり、制度面、
え,使用実績の記録管理,定期的な	システム面の両面から個人情報の保護を徹底
監視が徹底されるシステムを反映	してまいります。
してほしい。	・番号法により、特定個人情報ファイルを保
	有する前に、個人のプライバシーの保護に対
	して,適切な措置を講じることを「特定個人
	情報保護評価書」により公表するよう定めら
	れており、この評価書は定期的に見直すもの
	とされています。
• 不要なマイナンバーの収集がない	・マイナンバーの収集や管理について、適切
よう、また収集した後の情報の管理	に行うよう,運用を徹底してまいります。
など,慎重に行ってほしい。	
マイナンバーを他人に知られるこ	マイナンバーの利用においては、なりすま
とにより,悪用されたりする危険性	しができないよう、利用する際に厳格な本人
はないのか。	確認と,通知カードや個人番号カード等番号
	を証明する書類をもって確認することとして
	おります。
・マイナンバーの導入後に、自分の	・マイナンバーの利用範囲は税、社会保障等
番号が他人に悪用されないよう、き	の分野に限定されており、利用できる事務も
ちんと制限してほしい。	番号法により限定列挙されています。法令に
•不必要な情報の利用は防止してほ	基づいた適切な取扱いとなるよう、運用を徹
しい。	底してまいります。
・個人番号カードを紛失した場合等	・個人番号カードの紛失、盗難等の対応や再
の安全対策にしっかりと取り組ん	交付時の対応については、現在、国において、
でほしい。	不正利用防止の観点から対応を検討されてい
	ます。
・実際にシステムを扱う再委託先な	• 番号法においては、委託元の許可がなけれ
どの社員に,個人情報をはじめとす	ば再委託ができないこととなっており、委託
る情報の保護をどのように担保す	業者との契約、監査等を通じて、適切な管理
るのか。	に努めてまいります。
•情報提供ネットワークを用いる情	・御指摘いただいた点については、番号法の
報については、番号法第30条にお	制定に伴う規定整備として,改正を行う予定
ける行政機関個人情報保護法等の	です。
読替えに合わせて、条例においても	
次のとおりとすべきである。	
(1)目的外利用を一切禁止するこ	

وع (2) 利用停止請求を認めないこ (3) 訂正については、総務大臣及 び情報照会者又は情報提供者に対 し通知すること。 • 今後, 民間企業との情報連携はあ ・民間企業との情報連携については国におい るのか。 て検討されている段階であり、不明です。 ・家のパソコンから個人情報が手軽 ・国において、自宅のパソコン等で自身の個 に参照できたり、コンビニ等で証書 人情報を確認できる機能「マイ・ポータル」 の発行ができたりと目に見えたサ について検討されているところです。本市に ービスの提供を行ってほしい。 おいても, 利便性の向上に向けて, 様々なサ ービスの提供について、検討を進めてまいり ます。 ・内部運用でのミス防止対策、悪意 ・番号法には、特定個人情報ファイルを正当 ある閲覧や情報持出しに対する厳 な理由なく提供した場合には, 4年以下の懲 しい罰則が必要ではないか。 役又は200万円以下の罰金が科されるな ・不正があった場合に、個人だけで ど、本市の条例より厳しい罰則が定められ、 なく実施機関も厳罰に処す必要が 番号法の違反には、その罰則が適用されます。 あるのではないか。 ・マイナンバー制度について、市民の方々に ・今後、マイナンバー制度の周知を しっかり行ってほしい。 分かりやすくしっかりと広報を行っていくこ とは大切であると考えており、様々な広報手 段を用いて、周知をしてまいります。 ・意見募集期間が短い。少なくとも 本市における市民意見募集期間は、30日 6箇月程度は必要である。 を標準にするよう定められており、30日の 募集期間としました。 条例が施行されるまでに、十分な マイナンバーの取扱いにおいては、正確な 職員研修等を行い, 誤った取扱いが 事務手続を行う必要がある一方, 例えば法に ないようにしてほしい。 定めのない業務でマイナンバーを収集しては ならない等、法で禁じられていることがある ため、職員一人一人が制度に対する認識をし っかり持つ必要があると考えており、十分な 職員研修等を行い, 誤った取扱いがないよう

努めてまいります。